

小規模事業指導事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 小規模事業指導事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、経営改善普及事業に必要な経費を補助することにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって本市経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成5年政令第218号。以下「政令」という。）第2条第1項各号に掲げる要件に適合する経営改善普及事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助金を交付しない。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業費のうち補助対象経費に3分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する本市内の商工会又は商工会議所とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに小規模事業指導事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 定款、規約等
- (4) 役員名簿
- (5) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、小規模事業指導事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(事業終了前の補助金の交付)

第11条 規則第17条第1項ただし書の規定による事業の終了前の交付は、年間の資金計画等により、その必要性が認められる場合に限り行うものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第12条 規則第6条第1項第1号若しくは同項第2号に規定する承認又は規則第17条第1項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ小規模事業指導事業補助金交付額等変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第6条又は第10条第1項の決定を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により第6条の決定を変更したときは、小規模事業指導事業補助金交付額等変更通知書（様式第5号）により、その変更の内容を補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときには、当該完了又は承認の日から1月以内に事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 補助事業の経過及び成果を証する書類等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知しなければならない。

(暴力団の排除)

第15条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

(別表)

事業区分	補助対象経費	
	費用区分	内容
経営改善普及事業	講習会等開催費 金融指導費 記帳継続指導費 経営指導推進費 専門相談指導費 施策普及費 青年部・女性部活動費 資質向上対策推進事業費 地域産業人材育成指導事業費 小企業者等事業費 倒産防止相談費 調査研究費 特別研究指導費 経営革新推進事業費 広域連携地域活性化等推進事業費 若手後継者等人材育成事業費 提案公募型地域活性化等事業費	<ul style="list-style-type: none">・報償費（講師謝金，指導員謝金，専門家謝金，委員等謝金）・事務費（印刷・製本費，消耗品・備品費，新聞・図書費，送金手数料等）・使用料・貸借料（会場使用料，システム・端末使用料，コピー機・FAXリース料，パソコンリース料）・通信運搬費（郵便・配送料，電話代，通信料）・旅費交通費（講師等旅費，出張旅費，指導旅費，交通費，自動車借上，ガソリン代）・委託費（広告，調査等業務委託）・会議費（研修参加費，会議参加費，負担金）・共済費（社会保険料，労働保険料，損害保険料）・人件費（職員給与・諸手当，非常勤職員給与，アルバイト等人件費）・その他，市長が特に必要と認める経費

様式第1号

小規模事業指導事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

印

平成 年度小規模事業指導事業補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助事業名	経営改善普及事業
2 交付を受けようとする補助金の額	
3 申請者の営む主な事業	
4 補助事業の目的及び内容	
5 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画	
6 間接補助金を交付し、又は融通する者にあつては、間接補助金を交付し、又は融通する基準及び間接補助事業の実績を審査する基準	

様式第 2 号

小規模事業指導事業補助金交付決定通知書

経支第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印
(経済観光文化局中小企業振興部経営支援課)

平成 年 月 日付をもつて申請のあった小規模事業指導事業補助金について、小規模事業指導事業補助金交付要綱第 10 条 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成対象事業名 経営改善普及事業
- 2 助成金内示額
- 3 助成金交付時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 15 日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第3号

補助金不交付決定通知書

経支第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印
(経済観光文化局中小企業振興部経営支援課)

平成 年 月 日付をもって申請のあった小規模事業指導事業補助金について、要件審査の上、小規模事業指導事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、交付しないこととしましたので通知します。

記

【不交付の理由】

様式第5号

小規模事業指導事業補助金交付額等変更通知書

様

福岡市長 印
(経済観光文化局中小企業振興部経営支援課)

平成 年 月 日付, 経支第 号にて交付決定した小規模事業指導事業補助金については, 下記のとおり補助金の交付の額の変更を承認するので, 小規模事業指導事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

記

1 補助事業名 経営改善普及事業

2 変更後の内容

(1) 補助金の額 金 円

(2) 補助金の交付の時期

様式第6号

事業実績報告書

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者の住所
申請者の団体名及び代表者の氏名 印
(又は氏名)

平成 年 月 日付、経支第 号により補助金の交付決定を受けた小規模事業指導事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況
- 4 補助金の交付決定額と精算額
補助金の交付決定額
(補助金の既交付額)
補助金の精算額

様式第7号

事業補助金確定通知書

経支第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印
(経済観光文化局中小企業振興部経営支援課)

平成 年 月 日付、経支第 号にて交付決定した小規模事業指導事業補助金については、実績報告書を確認の上、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定金額
- 3 補助条件
(1) 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。